

しあわせの家 医療安全管理指針

特別養護老人ホーム しあわせの家

1 総則

1-1 基本理念

介護施設は生活施設であり、医療が介入する場面は多くはないが、そのような中でも医療従事者の対応によってご利用者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。

当施設は、入所中のご利用者が安心して日々を過ごすことができるよう、必要に応じて医療を提供することで健康管理に必要な環境を整えることを目的としている。

この目的を達成する為に、全職員が一丸となって医療安全に対する意識を高めるとともに、個人と組織の両面から事故を未然に回避しうる能力を強固なものにすることが必要である。これらの取り組みを明確なものとし、当施設における医療の安全管理、医療事故防止の徹底を図るため、ここに「しあわせの家医療安全管理指針」を定める。

1-2 用語の定義

本指針で使用する主な用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 医療事故

診療や処置等の過程においてご利用者に発生した望ましくない事象
医療提供者の過失の有無は問わず、不可抗力と思われる事象も含む

(2) 職員

特別養護老人ホームしあわせの家に勤務する医師、看護職、介護職、専門職、事務職等、あらゆる職種を含む

(3) 医療機器安全管理責任者

医療安全管理に必要な知識および技能を有する職員であって、施設長の指名により、当施設全体の安全管理を中心的に担当する者であって、専任、兼任の別を問わない。

2 報告等にもとづく医療に係る安全確保を目的とした改善方策

(1) 報告にもとづく情報収集

医療事故および事故になりかけた事例を検討し、医療の質の改善と事故の未然防止・再発防止に資する対策を策定するのに必要な情報を収集するために、すべての職員は以下の要領にしたがい、医療事故等の報告をおこなうものとする。

① 職員からの報告等

職員は、次のいずれかに該当する状況に遭遇した場合には、報告書式に定める書面（事故報告書・ヒヤリハット報告書）により、速やかに報告するものとする。報告は、診療録、看護記録等に基づき作成する。

(ア) 医療事故

⇒医療側の過失の有無は問わず、ご利用者に望ましくない事象が発生した場合は、発生後直ちに施設長へ報告する。

(イ) 医療事故には至らなかったが、発見、対応等が遅ればご利用者に有害な影響を与えたと考えられる事例

⇒速やかに施設長へ報告する。

(ウ) その他、日常診療や処置のなかで危険と思われる状況

⇒適宜、施設長へ報告する。

② 報告された情報の取り扱い

施設長、その他の管理的地位にある者は、報告を行った職員に対して、これを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(2) 報告内容に基づく改善策の検討

施設長は、前項にもとづいて収集された情報を、医療の質の改善に資するよう、以下の目的に活用するものとする。

① すでに発生した医療事故あるいは事故になりかけた事例を検討し、その再発防止対策、あるいは事故予防対策を策定し、職員に周知すること。

② 上記①で策定した事故防止対策、各部門で確実に実施され、事故防止、医療の質の改善に効果を上げているかを評価すること

3 安全管理のための指針・マニュアルの作成

施設長は本指針の運用後、多くの職員の積極的な参加を得て、以下に示す具体的なマニュアル等を作成し、必要に応じ見直しを図るよう努める。

マニュアル等は、作成、改変のつど、全ての職員に周知する。

(1) 感染症対策指針、食中毒に関する指針

(2) 褥瘡発生防止に関する指針

(3) その他

4 医療安全管理の為の研修

(1) 医療安全管理のための研修の実施

1年に2回程度、および必要に応じて、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を実施する。職員は、研修が実施される際には、極力、受講するように努めなくてはならない。

研修を実施した際は、その概要（開催日時、出席者、研修項目）を記録し、2年間保管する。

(2) 研修の趣旨

研修は医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等をすべての職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、診療所全体の医療安全を向上させることを目的とする。

(3) 研修の方法

研修は、講義、施設内の報告会、事例分析、外部講師による講習、外部の講習会・研修会の伝達報告または有益な文献等の抄読などの方法によって行う。

5 事故発生時の対応

(1) 救命措置の最優先

- ① 医療側の過失によるか否かを問わず、ご利用者に望ましくない事象が生じた場合には、まず、施設長またはそれに代わる管理職に報告するとともに、可能な限り、当施設の総力を結集して、ご利用者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。
- ② 緊急時に円滑に周辺医療機関の協力を得られるよう、連携体制を日頃から確認しておく。

(2) 当施設としての対応方針の決定

報告を受けた施設長は、対応方針の決定に際し、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

(3) ご利用者・ご家族・ご遺族への説明

施設長は、事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、ご利用者本人、ご家族等に誠意をもって説明するものとする。

ご利用者が事故により死亡した場合には、その客観的状況を速やかにご遺族に説明する。また、この説明の事実・内容等を診療記録等に記入する。

6 医療機器安全管理体制・保守点検計画

- (1) 医療機器安全管理責任者は、以下の業務を行う。
- ① 医療機器安全管理責任者は、薬事法第2条第4項に規定する医療機関が管理する全ての医療機器に係る安全管理のための体制を確保する。（「安全管理のための体制を確保しなければならない医療機器」参照）
 - ② 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修を実施する。
 - ③ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検を適切に実施する。
 - ④ 医療機器の安全使用のために必要な情報の収集、その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策を実施する。
- (2) 医療機器の保守点検計画の策定
- ① 医療機器の添付文書又は容器若しくは被包に記載された「保守点検に関する事項」及び業者からの情報をもとに保守点検計画を立案する。
 - ② 保守点検計画は、機種別に作成する。
 - ③ 保守点検が必要な医療機器は、「安全管理のための体制を確保しなければならない医療機器」のとおりとする。
 - ④ 保守点検計画には下記の事項を記載する。
 - * 医療機器名
 - * 保守点検予定時期・間隔・条件
 - ⑤ 保守点検は計画に沿って実施し、下記の事項を記録する。
 - * 医療機器名
 - * 保守点検年月日
 - * 点検内容
 - ⑥ 修理を行った場合は下記事項を記録する。
 - * 医療機器名
 - * 修理業者
 - * 購入年月日
 - * 修理年月日
 - * 修理内容

7 その他

- (1) 本指針の周知
本指針の内容については、施設長、医療安全管理責任者等を通じて、全職員に周知徹底する。
- (2) 本指針の見直し、改正
施設長は、必要に応じて本指針の見直しを検討するものとする。
- (3) 本指針の閲覧
本指針の内容を含め、職員はご利用者との情報の共有に努めるとともに、ご利用者およびそのご家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。
- (4) ご利用者からの相談への対応
病状や治療方針などに関するご利用者からの相談に対しては、担当者を決め、誠実に対応し、担当者は必要に応じ施設長等へ内容を報告する。

附則：平成29年11月1日より、この指針を実施する。

令和5年10月1日より、この指針を実施する